

共通取引規定

1. (本規定の適用範囲)

- (1) 本規定は、総合口座・普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金・納税準備預金に共通して適用されます。ただし、個別の預金取引規定(総合口座を含みます。)に別途定めがある場合は、その規定が適用されません。
- (2) 本規定では、前項各預金(総合口座を含みます。)については単に「預金」と表記します。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) 預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳、印章、カードを失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店(口座を開設したお店。以下同様です。)に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳、印章またはカードを失った場合の預金の払戻し、解約または通帳、カードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳・カードを再発行(汚損等による再発行も含みます。)する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店に届出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類等に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

預金口座は、第10条第3項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの条項の一つでも該当する場合には、当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合には通帳（カードを利用されている場合は通帳およびカード）を提出のうえ、当店に申出してください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約することができます。
- (2) 次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

 - ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ア. 暴力団
- イ. 暴力団員
- ウ. 暴力団準構成員
- エ. 暴力団関係企業
- オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- カ. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- オ. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、休眠預金となった場合は、休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。

(5) 第2項、第3項および第4項により、預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出印を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

(2) 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとします。通帳は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。
- ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③第2号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④第2号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ①預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到

達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に関する規定)

(1) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

ア. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

イ. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

ウ. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

エ. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

② 上記①イにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

ア. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）

イ. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

A. 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

C. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

(2) (休眠預金等代替金に関する取扱い)

① この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③ 預金者等は、上記①の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2

項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ア. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - イ. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ウ. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - エ. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- ④当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ア. 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - イ. この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ウ. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14. (規定の変更)

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ホームページ及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上